

法人市民税第20号の4様式(外国の法人税等の額の控除に関する明細書)について

この明細書は、法人税等において外国税額控除制度の適用を受けようとする法人が第20号様式の申告書又は更正の請求書を提出する場合にその申告書に添付して1通を提出します。**第20号の4様式別表1(と同2)作成後、下記のとおり記載します。**

(地方税法施行令第48条の13)

(1) 市町村民税で控除すべき外国税額の取扱い

別表1、別表2で計算した結果の**市町村民税で控除すべき外国税額**については、1市町村だけに事務所等を有する法人等の場合、当該市町村分の法人税割額から控除します。

2以上の市町村に事務所等を有する法人等では、当期の**市町村民税法人税割**の計算に用いる**分割基準**(関係市町村に有する事務所等の従業者数の割合)により当該**市町村民税で控除すべき外国税額**を分割し、**分割後の額**を関係市町村ごとの法人税割額から控除します。

ただし、**市町村民税の控除限度額の算出方法**として、**関係市町村の(超過)税率を用いる方法を選択した場合は**、当該分割基準となる従業者数に次の補正を行った**補正後の従業者数**により分割を行います。

補正の式 「**関係市町村ごとの分割基準となる従業者数×当該市町村の(超過)税率÷6%**」(小数点未満切捨て)

なお、東京都特別区に事務所等を有する場合の**市町村民税で控除すべき外国税額**の分割計算については、まず(従業者数には特別区を含めつつ)特別区以外について分割計算を行って関係市町村ごとの控除額を算出し、これらの合計を**市町村民税で控除すべき外国税額**から差し引き、その差引額を**特別区で控除すべき額**とします。

(2) 市町村民税で控除すべき外国税額及び税額控除不足額相当額※が法人税割額より大きい場合の差額の取扱い

法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税で控除すべき外国税額が、実際の各税の額より大きい場合、その差額は、法人税及び地方法人税では還付金額となり、道府県民税及び市町村民税では**控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額**として翌期以降に繰越します。

控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の繰越しと将来の法人税割額からの控除

控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額は、生じた期の翌期以降3年間繰越します。その3年中に市町村民税法人税割額が生じれば、**市町村民税で控除すべき外国税額の当期発生分**(より短く)その**控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額**を当該法人税割額にあてはめ、その範囲内の額について当該法人税割額から控除します。

2以上の市町村に事務所等を有する法人で**控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額**の繰越がある場合、上記(1)の中の分割計算は、**市町村民税で控除すべき外国税額の当期発生分**に当該繰越した**控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額**を加えた額について行います。**控除未済外国税額**が複数期分ある場合は、発生期が古いものから順に法人税割額にあてはめ、控除済の控除未済外国税額と3年を越えた控除未済外国税額は繰越対象外となります。

※ **控除未済税額控除不足額相当額**とは、法人税の修正等に伴い当初の外国税額控除額が増加した場合に、修正等があった日の属する事業年度で、控除額増加額分を当該事業年度の法人税割額から控除することで税額調整するための税額(⑬欄の金額)になります。

(3) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○で囲んで下さい。
「当期の控除対象外国税額①」	法人税の明細書(別表6(2))の1の欄の金額 (連結申告法人は別表6の2(2)付表の1の欄の金額を、外国法人は別表6の2の1の欄の金額)を記載します。
「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 別表1の⑥の金額 ≤ 同①の金額 …同①の金額 別表1の①の金額 < 同⑥の金額 ≤ 同①の金額 + 同②の金額 …同⑥の金額 別表1の⑥の金額 > 同①の金額 + 同②の金額 …当該合計額
「道府県民税の控除限度額⑤」	政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の「無」の法人は、法人税の控除限度額に1%を乗じた額を、「有」の法人は第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。
「市町村民税の控除限度額⑦」	政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の「無」の法人は、法人税の控除限度額に6%を乗じた額を、「有」の法人は別表2の⑦の欄の金額を記載します。
「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合((3)に規定するときを含みます。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合((3)に規定するときを除きます。)には、「⑩又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき、計算される金額を記載します。

<p>「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除できなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税額等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(2) ⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格合併等が行われた場合…政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格分割等が行われた場合…政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の⑤の欄の金額</p>
<p>「各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2以上の市町村に事務所を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の「無」の時は、各市町村の従業者数を、「有」の時は、別紙2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 各市町村ごとの「控除すべき外国税額⑱」の欄の計算は⑩、⑪及び⑬の各欄の金額の合計額を各市町村ごと(特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。)に従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>(3) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の「税額」の欄又は同様式の⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から、特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第20号様式の⑧の欄の金額)を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額(第20号様式の⑨の欄)を控除した金額を記載します。</p> <p>また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の㉑の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額(100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>

令和5年10月

京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)

法人市民税第20号の4様式別表1 (控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書) について

この明細書は、第20号の4様式に添付して1通を提出します。この様式では下記について記載しますが、内容は第20号の4様式の明細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。

(1) 外国税額と控除限度額による控除すべき外国税額の計算

当期中に課税された所定の外国税額(控除対象外国税額)について、そのまま法人税等の額から控除するのではなく、**法人税等の額のうち国外所得に対応する部分**を法人税、地方法人税、道府県民税、市町村民税ごとに算出して各税の**控除限度額**とし、法人税、地方法人税、道府県民税、市町村民税の順に、当該外国税額を各税の**控除限度額**にあてはめ、当該各税の**限度額内となった部分の外国税額**について、各税の額から控除します。

控除限度額の算出方法

市町村民税の控除限度額を算出する式は、次の2種類から選択できます。

- ① 「**法人税の控除限度額×6%**」 (法人税の控除限度額「全所得額に対する法人税額×国外所得額÷全所得額」の式で算出します。)
 - ② 「**法人税の控除限度額×各市町村の(超過)税率**」 (道府県民税の控除限度額の場合、①の6%を1%に、②の市町村を道府県に読み替えます。)
- 第20号の4様式別表2により計算し、添付します。

(2) 控除限度超過額と控除余裕額による控除すべき外国税額の計算 ※「控除限度額を超える外国税額」を「控除限度超過額」と記しています。

外国税額と**控除限度額**は、通常一致せず差額が生じますが、この差額は(1)の計算では考慮されません。しかし、この差額を用いて、さらに法人税等の税額から控除ができる場合があります。
 「**外国税額>控除限度額**」の場合、その差額(外国税額のうち限度額から超過した額)を**控除限度超過額**といいます。逆に「**控除限度額>外国税額**」の場合、その差額(控除限度額のうち外国税額から超過した額)を**控除余裕額**といいます。
控除限度額と同様に、**控除余裕額**も国税、道府県民税、市町村民税ごとの順に算出します。

控除限度超過額の繰越しと将来の**控除余裕額**へのあてはめ

控除限度超過額は、生じた期の翌期以降3年間繰越します。その3年中に**控除余裕額**が生じれば、繰越した**控除限度超過額**を国税、道府県民税、市町村民税の順に各税の**控除余裕額**にあてはめ、その**範囲内の額**について各税の額から控除します。**控除限度超過額**が複数期分ある場合は、発生期が古いものから順にあてはめます。控除済の**控除限度超過額**と3年を越えた**控除限度超過額**は繰越対象外となります。

控除余裕額の繰越しと将来の**控除限度超過額**へのあてはめ

控除余裕額は、生じた期の翌期以降3年間繰越します。その3年中に**控除限度超過額**が生じれば、その**控除限度超過額**を国税、道府県民税、市町村民税の順に繰越した各税の**控除余裕額**にあてはめ、その**範囲内の額**について各税の額から控除します。**控除余裕額**が複数期分ある場合は、発生期が古いものから順に、同一期のものでは国税、道府県民税、市町村民税の順にあてはめます。控除済の**控除余裕額**と3年を越えた**控除余裕額**は繰越対象外となります。

(3) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 …政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の⑩の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 …政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の⑤の欄の金額 (2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 …政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の⑩の欄の金額 (ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 …政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の⑩の欄の金額

法人市民税第20号の4様式別表2 (控除限度額の計算に関する明細書) について

この明細書は、市町村民税控除限度額の計算を政令第48条の13第7項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第48条の13第8項ただし書により行う場合に第20号の4様式の明細書に添付して1通を提出します。記載内容は、法人税明細書別表6(3)付表1と同じく下記(1)②の計算、及び(2)の補正計算です。

(1) 外国税額と控除限度額による控除すべき外国税額の計算

当期中に課税された所定の外国税額(控除対象外国税額)について、そのまま法人税等の額から控除するのではなく、**法人税等の額のうち国外所得に対応する部分**を法人税、地方法人税、道府県民税、市町村民税ごとに算出して各税の**控除限度額**とし、法人税、地方法人税、道府県民税、市町村民税の順に、当該外国税額を各税の**控除限度額**にあてはめ、当該各税の**限度額内となった部分の外国税額**について、各税の額から控除します。

控除限度額の算出方法

市町村民税の控除限度額を算出する式は、次の2種類から選択できます。

① 「**法人税の控除限度額×6%**」 (法人税の控除限度額が「全所得額に対する法人税額× $\frac{\text{国外所得額}}{\text{全所得額}}$ 」の式で算出します。)

② 「**法人税の控除限度額×各市町村の(超過)税率**」(道府県民税の控除限度額の場合、①の6%を1%に、②の市町村を道府県に読み替えます。)

ただし、2以上の市町村に事務所等を有する法人が②の式を選ぶ場合は、次の手順で市町村民税の控除限度額を算出します。

②a 市町村民税法人税割の計算に用いる**分割基準**(関係市町村に有する事務所等の従業者数の割合)により**法人税の控除限度額を分割**します。

②b **関係市町村ごとに「分割後の額×当該市町村の(超過)税率」の計算を行います。**

②c **全関係市町村の②bの計算結果を合計したものが市町村民税の控除限度額となります。**

(②abcの市町村を道府県と読み替えば道府県民税の控除限度額の算出手順になります。なお、東京都については、法人が事務所等を東京都の特別区以外に有する場合は関係道府県の一つとして扱います。しかし、特別区に有する場合は関係道府県と関係市町村の両方として扱います。つまり、②aの関係市町村の分割基準には特別区分も含めます。また、②bの式の**特別区分は「特別区分の分割後の額×8.4%(東京都特別区における市町村民税相当税率)」**とします。

(2) 市町村民税で控除すべき外国税額の取扱い

市町村民税で控除すべき外国税額については、1市町村だけに事務所等を有する法人等の場合、当該市町村分の法人税割額から控除します。

2以上の市町村に事務所等を有する法人等では、当期の市町村民税法人税割の計算に用いる分割基準(関係市町村に有する事務所等の従業者数の割合)により当該**市町村民税で控除すべき外国税額**を分割し、**分割後の額**を関係市町村ごとの法人税割額から控除します。

ただし、上記(1)の**市町村民税の控除限度額の算出方法**として、②の**関係市町村の(超過)税率を用いる方法を選択した場合は、当該分割基準となる従業者数に次の補正を行った補正後の従業者数により分割を行います。**

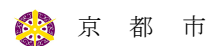
補正の式 「関係市町村ごとの分割基準となる従業者数×当該市町村の(超過)税率÷6%」(小数点未満切捨て)

なお、東京都特別区に事務所等を有する場合の**市町村民税で控除すべき外国税額**の分割計算については、まず(全従業者数には特別区分を含めつつ)特別区以外について分割計算を行って関係市町村ごとの控除額を算出し、これらの合計を**市町村民税で控除すべき外国税額**から差し引き、その差引額を**特別区で控除すべき額**とします。

(3) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「法人税の控除限度額 ①」	法人税の明細書(別表6(2))の18の欄の金額(連結申告法人は別表6の2(2)付表の13の欄の金額、外国法人は別表6の2の11の欄の金額)を記載します。
「従業者数 ②」	各市町村ごとの従業者数を記載します。
「②で按分した法人税の控除限度額 ④」	「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の人数で除して、各市町村ごとの従業者数を乗じて得た金額を記載します。この時、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
「税率 ⑤」	当該事業年度に適用される各市町村ごとの法人税割の税率を記載します。
「市町村民税の控除限度額 ⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この時、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
「補正後の従業者数 ⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の6で除して得た従業者数を記載します。この時、1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

法人市民税第20号の4様式別表3 (適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書) について



この明細書は、適格合併等を行ったとき、政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に第20号の4様式の明細書に添付して1通を提出します。


(1) 明細書の概要

内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割、又は適格現物出資により、被合併法人、分割法人又は現物出資法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における控除余裕額及び控除限度超過額については、次の区分に応じてそれぞれに定める金額は、当該法人の当該事業年度、又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除余裕額及び控除限度超過額とみなします。

- ① 適格合併
適格合併に係る被合併法人の合併前3年内事業年度等の控除限度超過額及び法人市民税の控除余裕額
- ② 適格分割等
適格分割又は現物出資法人の分割等前3年内事業年度等の控除限度超過額及び法人市民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(2) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「被合併法人等の控除余裕額①」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度または連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます)とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額
「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第69条若しくは令和2年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額
「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。
「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額
「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の2))の21の欄の金額を記載します。
「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。

法人市民税第20号の4様式別表4(適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書)について  京 都 市


この明細書は、適格分割等を行ったとき、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に第20号の4様式の明細書に添付して1通を提出します。

(1) 明細書の概要

適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人(以下 分割承継法人等)が、分割法人又は現物出資法人(以下 分割法人等)の控除余裕額及び控除限度超過額のうち移転を受けた事業に係る部分の金額を当該分割承継法人等のものとみなす場合には、当該分割法人等の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における控除余裕額及び控除限度超過額の適用については、当該分割法人等の分割等前3年内事業年度等の法人市民税の控除余裕額及び控除限度超過額のうち、当該分割承継法人等の前3年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び控除余裕額とみなされる金額はないものとします。それを踏まえ当該分割法人等の控除余裕額及び控除限度超過額を調整します。

(2) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「当該法人の控除余裕額 ①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。
「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第69条若しくは令和2年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額
「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。
「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)の2))の21の欄の金額を記載します。

法人市民税第20号の4様式別表5 (適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及
び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書) について  京 都 市

この明細書は、適格合併等を行ったとき、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に第20号の4様式の明細書に添付して1通を提出します。

なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。


(1) 明細書の概要

所得等申告法人が適格合併、適格分割、又は適格現物出資により、被合併法人、分割法人又は現物出資法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度及び各連結事業年度における控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の適用については、次の区分に応じてそれぞれに定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度又は各連結事業年度の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなします。

- ① 適格合併
適格合併に係る被合併法人の合併前3年内事業年度等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
- ② 適格分割等
適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人の分割等前3年内事業年度等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち、当該適格分割等により当該法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(2) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の欄の金額
「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りません。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第69条若しくは令和2年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額
「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。

法人市民税第20号の4様式別表6 (適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書) について  京 都 市

この明細書は、適格分割等を行ったとき、政令第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に第20号の4様式の明細書に添付して1通を提出します。

なお、①、④及び⑤までの各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

(1) 明細書の概要

適格分割等に係る所得等申告法人が、分割法人又は現物出資法人(以下 分割法人等)の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち移転を受けた事業に係る部分の金額を当該所得等申告法人のものとみなす場合には、当該分割法人等の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の適用については、当該分割法人等の分割等前3年内事業年度等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額はないものとします。それを踏まえ当該分割法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額を調整します。

(2) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の金額を記載します。
「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第69条若しくは令和2年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額

法人市民税第20号の4様式別表7 (税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書) について 京 都 市

この明細書は、通算法人(通算法人であった法人を含みます。以下同じです。)が法第321条の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。

この明細書には、過去適用事業年度の法第321条の8第42項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。

(1) 明細書の概要

通算法人の各事業年度(以下「対象事業年度」といいます。)において、過去適用事業年度における税額控除額(以下調整後過去税額控除額といいます)が過去当初申告税額控除額を超える場合には、税額控除不足額相当額を当該対象事業年度の申告納付すべき法人税割額から控除します。

また、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、税額控除超過額相当額を申告納付すべき法人税割額に加算します(第20号様式⑧欄に対応します。)

(2) 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	<p>次により記載します。</p> <p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合((2)に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(⑤-①)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該事業年度につき法第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき(以下「既に修正申告等があった場合」といいます。)は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(以下「直近修正申告書等」といいます。)に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>
「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	<p>次により記載します。</p> <p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(①-⑤)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき、⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消します。</p>
「各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の「無」の時は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を、「有」の時は、第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 市町村ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>